鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和4年9月20	日(火	(曜日)				
開会	午前9時59分		閉	会 午後2日		時2分	
場所	市役所本庁舎7階	第	2委員会室	Ē			
出席委員(8名)	副委員長 朝野委 員 岩永	繁阳安别	米村 上杉		紳一郎	平野真理子	
欠 席 委 員	なし						
委員外議員	なし						
事務局職員	議事係主任	橋本	圭司	調査係主	事 福田	佳菜	
出席説明員	【教育委員会】長 教育委員会】長 教育教育教課是 教育教育教育課課長報 学校教育課課長補佐 学校保健說課品 学校保健說課是 学校保健說課是 学校保健說課是 生涯学習・スポーツ課課長補佐 生涯学習・スポーツ課課長補佐 生涯学習・スポーツ課課長補佐 生涯学習・スポーツ課課長 生涯学習・スポーツ課課長 生涯学習・スポーツ課課長 生涯学習・スポーツ課課長 主涯報・スポーツ課課長 生涯報・スポーツ課課長 生涯報・スポーツ課課長 生涯報・スポーツ課課長 生涯報・スポーツ 生涯報・スポーツ 生涯で 主涯で とここ。 とここ。 とここ。 とここ。 とここ。 とここ。 とここ。 とここ	尾横河西岡谷室尾上尾田村	一高賢大靖康彰孝昇哲正 正洋宏拓武 正辩宏拓武 正辩宏,武武二章,以为"大",一章,以为"大",以为"大",以为"大",以为"大",以为"大",以为"大",以为"大",以为"大"	教育委員会事務課教を長、教育を員会事務課を持たる教を受けた。 大き 大き 大き 大き 不 一 一 大き 不 一 一 一 一 大き 不 一 一 大き 不 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	赛佐長長長縣長岸小安安山佐須岸長渡岩米川本清本田根々崎本本邊崎澤口	吉弘 水晃子 雅 直 は 敬 み や か か れ	
	【農林水産部】						

	農林水産部長	田中	英利	農政企画課長	山川	泰成
	農政企画課課長補佐	蔵増	達弘	林務水産課課長	山口	真二
	林務水産課課長補佐	西谷	直之	農村整備課長	坂本	武夫
傍 聴 者	1人					
会議に付した事件	別紙のとおり					

午前9時58分 開会

◆田村繁已委員長 おはようございます。ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、教育委員会、経済観光部、農林水産部・農業委員会それぞれ議案審査を行います。また、前回に引き続いて陳情審査も行いますのでよろしくお願いいたします。

【教育委員会】

- - 初めに尾室教育長に御挨拶をいただきたいと思います。尾室教育長。
- ○尾室高志教育長 皆さんおはようございます。教育長の尾室高志です。台風 14 号は今、東北のほうを抜けようとしておりますが、本市においては大きな被害は今のところ確認されてない状況であります。教育委員会のほうの施設、また人的、物的、そういった被害も今、入っておりません。学校のほうは昨日の午後3時の段階で市長、副市長とも協議しながら今朝の状況をちょっと心配しまして一斉休校の措置を取らせていただいたところです。学校のほう、保護者のほう大きな混乱はないというふうに聞いておりますが、本当に保護者の皆様には大変御協力いただき感謝を申し上げる次第であります。

また、コロナのほうにつきましても全体的な状況がちょっと下火になってきているというようなことで学校関係の陽性者も減ってきている状況です。現在まだ宮ノ下小学校と津ノ井小学校で学級閉鎖等を行っておりますが、徐々に感染者の様子も減ってきているというふうに考えております。今後もしっかりと感染対策しながら教育活動を続けてまいりたいと思っております。

本日は9月8日の木曜日に説明申し上げました4件の議案についての御審査をお願いしたい と思います。その後、報告事項を2件予定しておりますので、それぞれ担当課長より御説明申 し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採 決)

◆田村繁已委員長 それでは議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手お願いします。長坂委員。

- ◆長坂則翁委員 ちょっと参考までに聞いてみたいんですけども、放課後児童対策事業費の関係ですけども、この事業別概要を見ますといわゆる放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例事業の事業継続に伴う増額っていう表現になっておるんですが、具体的にこの中身についてお聞きをしてみたいと思うんですが、現行が幾らで、じゃあ、今回のその改定で幾ら増額になるのか、そこら辺りちょっと数字上の内容を教えてください。1,200万程度上げられておりますけども、1,212万4,000円ですか、この内訳を。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- ○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。まず、この増額の分でございますが、処遇改善の臨時特例事業の活用に要する経費ということでございます。増額分につきましては昨年の1月補正で報告をしておりますけれども、その段階での増額分が3,254万3,000円でございます。それに対しまして令和3年度の実績のほうが381万8,618円ということでございます。残りの2,872万4,382円を令和4年度に繰越しをしておりまして、改めて今回補正で増額を計上しているということでございます。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 いや、私が聞きたかったのはね、処遇改善という表現になっとるじゃないですか。ですから、例えば現行こういった金額で改正されてこの額になりますよ。さらにそれは支援員さん何名に対しての、この1,212万4,000円ですかっていうことをお聞きしとるんです。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- ○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。対象の支援員は253名でございますが、それぞれの児童クラブで賃金単価は異なりますが、おおむね国のほうは3%のベースアップをしなさいっていうことでございますので、それに見合う増額を計上している状況でございます。以上でございます。
- **◆田村繁已委員長** 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 その国の指導で3%のアップって、おおむね金額的にはどの程度の金額になる んですか。
- **◆田村繁已委員長** 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。おおむね 9,000 円が賃金単価でして、それに保険料等ありますので 1 万 1,000 円程度に増額しているということでございます。 以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 先ほど答弁があったそれぞれの放課後児童クラブによって単価がまちまちだという表現だったですかね。そのまちまちになっている根拠っていうのは何ですか、じゃあ。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。それぞれのクラブの運営という ふうになっておりますので、それぞれのクラブで就業規則等も設けております。それに伴って 賃金の設定等もありますので、一律にそろってない現状があるということでございます。以上

でございます。

- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 もちろんそれぞれのクラブが自主的に運営しておられる、そこは理解しましょう。ただね、賃金、労働条件ということになると一定の1つの基準がやっぱりあるんでしょう。 そういう視点で考えると各クラブまちまちという表現と何かなじまんような私は気がするんですけど、なら、極端に言ったらその253名が対象だということですけども、全部違うんですか、じゃあ。
- **◆田村繁已委員長** 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 全ての児童クラブでそれぞれの賃金単価の設定になっているというふうに思っておりますが、最低賃金を下回らないようなチェックはこちらのほうでしているというふうに思っております。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 いや、私はある程度その基本部分みたいなものがあって、その基本部分は基本部分で統一的なものがあって、それ以上のものについてはそれぞれのクラブの自主的な運営の中でやられているんかなっていう気がちょっとしたもんで、どうなんだろうかなという感じがちょっとしましたね。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。各クラブの委託料を算出すると きに各人件費も考慮して弾いておりますけれども、一律にこれ以上というようなベースを設定 して賃金単価をお願いするようなことはしておりません。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 これでやめますけどね、じゃあ、お尋ねしますけど、参考までに教えてください。支援員等という表現、この等っていうのはどういった形のものが含まれるんですか。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。支援員というのは資格を持っている者でございますが、等というのは資格を持っていない者ということですので、みなし支援員ということを以前申し上げた部分もあると思いますけれども、資格を取る以前の者ということでございます。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 じゃあね、資格を持っている支援員と資格を持っていないその方の賃金格差っていうか、どれぐらいあるんですか。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。これも各クラブによりまして異なりますが、支援員と支援員に準ずる者の賃金は異なっているというふうに思っておりますし、常勤と非常勤というような立場もございますので、それぞれの雇用状況によって賃金が設定してあるというふうに把握しております。以上でございます。
- **◆田村繁已委員長** 長坂委員。

- ◆長坂則翁委員 各クラブでまちまちだっていうことですけどね、おおむねどの程度の差がある んですか、分かりませんか。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。支援員と支援員じゃない者の賃金の差ということでございますが、現在のところでは、今の状況ではちょっと資料がございませんのでお答えすることができません。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 じゃあ、後で教えてください。
- ◆田村繁已委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 今の放課後児童対策事業費ですが、253 名は、こちらが 253 名に出すわけです けど、この 253 名はどの範囲の方々ですか。
- ◆田村繁已委員長 どの範囲っていうのはどういう意味。
- ◆岩永安子委員 支援員さん、それから準ずる者、パートの方などいろいろあるけれども、どの 範囲の方に出すのかということです。
- ◆田村繁已委員長 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。この 253 名につきましては常勤、 非常勤全て含めての人数でございます。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 私は通学路の除雪用小型除雪機管理費なんですが、この大体 60 万程度の除雪機かなと思うんですが、この今年の冬はすごい豪雪で我が集落の除雪機も市から貸与してもらっているやつが壊れたようなことでして、学校でのこの除雪機の対応ですね、60 万程度の機器が妥当なのかね、大きさですな。そのことと、その管理ですね、それは先生が行ってらっしゃるのか、そういう管理のことお尋ねしたいと思います。
- ◆田村繁已委員長 横尾次長。
- ○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。除雪機でございますが、除雪機が適切なものかというまず御質問だったと思います。除雪機としまして小型の除雪機を4台、これが日進小、瑞穂小、逢坂小、宝木小、みんな今回小型でございます。それで、規模としては学校周辺だったりとか、要は通学するところをというところで考えておりますけども、その辺の規模につきましては学校でまず教職員さんが簡易にできるものということが必要ですし、地元のほうでも除雪機とか貸与してはございますので、適切に管理できる範囲でまた通学路の状況等踏まえて除雪していただいているものと思っております。管理については学校のほうで基本的なところはお願いしているところでございます。
- ◆田村繁已委員長 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 この機種の選定については現場の先生の声を聞いていらっしゃる。
- ◆田村繁已委員長 横尾次長。
- **〇横尾賢二次長兼教育総務課長** 教育総務課横尾でございます。はい、その点についてはお声を 聞いた上で購入はしております。

- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 この除雪機の関係ね、今回補正が 290 万ですか。除雪機、ここに小学校という書き方になっとるんだけど、市内の小学校、中学校、義務教育学校に全て除雪機は配備されているんですか。例えばまだされてなくて年次計画でずっと継続してやっとるんだっていうことなのか、ちょっとその辺参考までに教えてください。
- ◆田村繁已委員長 横尾次長。
- ○横尾賢二次長兼教育総務課長 除雪機については、全部配備はされております。
- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。上杉委員。
- **◆上杉栄一委員** 地区体育館の管理費の関係で、これはこのたび予算に上がっている分とは、関 連はちょっとないんだけれども、6月定例会で津ノ井地区体育館の改修についての予算が上が っていたわけなんだけども、373万円。こないだその後に、これは文書のほうでいわゆる所管っ ていいますか、津ノ井地区体育館は、これは鳥取市ではなくって所有は教育福祉振興会の所有 であって、それで、6月、7月ぐらいにこれを所管替えにして鳥取市の所管としたという旨の 文書が来とったわけなんだけれども、これは後で調べといてやってください。地区体育館等々 で教育振興会等々の所有の体育館があるのかどうなのか。というのが、老朽化をこうして改修、 これからしていくということにして、それで今度は鳥取市がこれ請け負うような話、鳥取市の 所有になるわけなんだけども、このことはファシリティマネジメントとの整合性を問われる話 になるんでね。だから、古くなって改修をしたら、教育振興会に金がないんで鳥取市が多分そ れは改修しましょうと。また今度は鳥取市がそれをそれこそ受け取るということになれば、F Mのそれこそ推進の理念からは外れる話になるんだろうと思うんですわ。ですから、今、教育 関係の施設の中で、そういった施設があるのかないのか、たまたまこの間の津ノ井地区体育館 については、要するに管理費だけの話だったから、具体の話は聞いてなかったんだけども、後々 そういう文書が回ってきたもんだから、あれ、こんなことがあるんかなと思って。ですから、 地区体育館、取りあえず当面、地区体育館で、鳥取市以外の所有で教育委員会が管理してるの がどこがあるのか、それまた調べて教えてやってください。今、分かればですけども。
- ◆田村繁已委員長 須﨑課長。
- ○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。地区体育館の関係でいいますと、久松会館ですね、久松体育館と津ノ井地区体育館になりますし、それから国府町の体育館ですね、国府町にあります体育館、そちらも振興会になりますし、それから河原町のプールですね、あちらのほうも振興会の所有になります。以上でございます。
- **◆田村繁已委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 これは所管課が違う話になるんで、所管課というか決定の権者ですわね。それ は教育委員会ではないだろうと思うんだけども、このことは将来的にどこが持つかということ によって、鳥取市がこれを例えば移管して持ってということになると、ファシリティマネジメ ントの 30 年で 29%の延べ床面積を削減するということになると、その分だけ今度増える話に なるわけでね、逆に言うと。となってくると、そういう整合性が保たんと担保できんというこ とになったときに、FMそのものが先に進まんような話になるんじゃないかと。だからこの辺

りはどういう方針でいくのかということはやっぱり示しておかないと、将来的にそれこそ体育館が、例えば今の場合だったら教育振興会が持ってるわけだから、だから鳥取市のファシリティマネジメントとはちょっと枠が外れるような話になるだろうけれども、それを全部受けてしまうとどんどんどんどん増えていくような格好になっていくんです。

実際に、この5年、6年たつんかな、FMのそれがしてから。削減はしてないような話になっとるわけでね、地域のそれこそ集会所等々、無償で地元にしているんだけれども、実際にはやっぱり今、今度総括質疑があるんで、うちのほうからも総括質疑でその辺り聞いてみたいというふうに思ってるんだけども、何となく、みんなそれこそ鳥取市が取り組むことによって、それで運営していくんだろうけども、そうすると何のためのFMなのかなという気がせんでもないもんですから。これは、決定するのは教育委員会じゃないわけで、管理が教育委員会ということですから、いずれにしても運営管理は教育委員会がされるでしょうけれども、そのことが私のほうでいうと、どうも何となく納得いかないのかなというふうに思ったもんだから、またこれはまた後で、ほかのほうの所管課で正してみます。ありがとうございました。

- ◆田村繁已委員長 ほかにございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 GIGAスクール構想事業費です。推進委員会設置の経費なんですけれど、前回の委員会のとき、あるいは質疑でもいろいろ聞かせていただきました。私はその話を聞く中で、情報化推進計画のいろいろ方針になってることで、私がよう分かってないことがいっぱいあるなというのが分かったんです。やっぱりこの推進委員会はそれに関わっていく委員会なので、やっぱり皆さん分かっておられていいのかもしれんですけど、私はやっぱりこの推進計画ですね、そこがどういう中身のもの、目標もどういうふうに設定されようとしてるのか、目標設定するに当たって現状がどうなってるのかみたいなことも含めて、やっぱりちゃんと委員として現状をちゃんとつかみたいなというふうに思ったところです。この推進委員会の皆さんは説明があった7名で、必要に応じて外部の先生も入れて、大学の先生とか、専門の方も入れて協議するということだったんですけども、本当に慌てていろいろ進めてきたGIGAスクール構想が、整備もせんといけんし、併せて教育環境や校務支援システムとか、いろんなもの一緒に入れてやっていかないといけんっていうのはよう分かるんですけど、私はぜひこれから推進計画がパブコメでかけられるわけですけど、ここにかけられる情報化推進計画、やっぱり委員会で十分説明や意見交換できる場をぜひ求めたいと思うんですけど、これは議長にお願いすることなのか、何とか検討いただきたいと思います。
- ◆田村繁已委員長 今、岩永委員のほうから鳥取市学校教育情報化推進計画の策定について、素 案がいつ頃できるのか、このことについてちょっと執行部のほうから答弁お願いできますか。 安本次長。
- ○安本雅紀次長兼学校教育課長 学校教育課安本でございます。今の進捗状況でございますが、 9月下旬に開催予定の第1回のGIGAスクール推進委員会にかけるために、ただいま検討部 会のほうで推進計画の素案を作成している状況でございます。それを受けまして、推進委員会 のほうで検討していただいたものをもう一度部会のほうに返していただきまして、10月からの パブリックコメントのほうに準備を進めていきたいというふうに、今、準備を進めているとこ

ろでございます。以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 今月の下旬ということですね、素案がね。はい、安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。今月下旬には素案は完成する予定でございます。ただ、これは推進委員会にかけるための素案ということでございます。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 はい、今月の下旬というのは、具体的な日にちを言えば9月の30日、委員会 定例議会との関係があるんでちょっと確認しておりますけども、ということでいいんですか。 安本次長。
- **〇安本雅紀次長兼学校教育課長** 学校教育課安本でございます。正式に何月何日ということが今申し上げられませんが、9月中、9月30日までには素案は完成させたいというふうに思っております。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 ということで、本定例会でなかなか審議する時間を確保するのがちょっと難しい状況であります。でも、岩永委員よりこの案についての御意見がございましたので、このことにつきましては、素案が出来次第、委員の皆様に資料配布するということでよろしいでしょうか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 前回いただいた資料で、9月27日に定例教育委員会が書いてあって、それより も前に第1回推進委員会が開かれるような並びに書いてあったんですけど、ということは、可 能性はあるんじゃないかなと思ったんですが。
- ◆田村繁已委員長 ちょっとなかなかその日程が、岩永委員が思っておられる日程と定例議会の 委員会を本当に実施できるのかどうなのか、非常に難しいところであります。ということで、 素案ができ次第、委員の皆様には資料配布ということでお願いしたいと現時点思いますけど、 ほかの委員の皆さんどうでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」という者あり)

◆田村繁巳委員長 はい。じゃあ、そういう意見がございましたので、そのようにさせていただきたいと思います。岩永委員も御了解いただきたいと思います。 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。 討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論なしということで討論を終結します。

これより議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 124 号鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土

地の管理に関する事務の委託に関する協議について(質疑・討論・採決)

- ◆田村繁已委員長 次に議案第 124 号鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる土地の管理に関する事務の委託に関する協議についてを議題とします。 質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 単純な質問しますけどね、一番下の経費負担の関係ですね。史跡公園の土地所有面積の割合が、ここに市が34%、県が66%という表現になっとるんですが、その下の活用事業経費は県も市も50%ずつ、こういう書き方になっとるんですが、その理由は何ですか。単純にいくと、土地の所有面積の割合に合わせて活用事業経費についても算定されるんかなという単純な疑問ですけども、これ何で50%50%になっている、その理由は何ですか。
- **◆田村繁已委員長** 佐々木課長。
- ○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。経費負担の負担割合についての御質問です。活用事業について50%50%で県と市が負担している理由でございますが、今現在、青谷上寺地遺跡の活用ということで、青谷上寺地遺跡の史跡保存活用協議会というところがございます。こちらのほうに活用事業はお願いといいますか、県と市と民間でつくった協議会になるんですけども、そちらのほうの協議会に係るいわゆる運営費ですね、活用に係る経費として県と市が50%ずつ出しているという経緯がございまして、史跡公園ができた後の指定管理料に含まれる活用事業経費も50%ずつの負担ということでいこうということで決まったことでございます。

もともと活用協議会のほうの経費がなぜ市と県が50%50%であったかというところで御説明になりますと、この活用協議会が平成22年に設置されておるんですけども、それまでは県のほうが基本的には活用事業というので、県の直営でやっておりました。平成22年にその協議会が設置される折に、まず平成22年は県が協議会の活用費用は負担するけども、23年度からは市も半分みてもらえないだろうかという御提案がありまして、鳥取市とまたは青谷地域の発展につながると、活性化につながるというところを受け入れまして、県と市が半額ずつということで負担割合を決定しておるものでございます。以上でございます。

◆田村繁已委員長 長坂委員

- ◆長坂則翁委員 今後は市も負担してほしい、それはいいんですよ。前向きに検討されりゃいいと思う。ただね、私は土地の所有面積から言って、それに合わせた形の活用事業経費なら分るんですけども、単純にその50%50%にされたというのは、何かちょっとスッキリこないですね。私の言っとる質問が的を得てないんだったら指摘をしてください。私は土地所有面積の割合ははっきりこうして出ておるのに、その協議会の中でどんな議論があったんかは知りませんけれどね、やっぱり土地の所有面積に合わせた中での事業経費負担になるのが順当なんかなという単純な、素朴な思いで言っとるんです。
- ◆田村繁已委員長 佐々木課長。
- **〇佐々木敏彦文化財課長** 文化財課佐々木です。いわゆる管理に係る経費というのは面積案分で確かに分りがいいとは思うんですが、活用に関する経費というところはなかなか面積案分という考えではなく、いろいろ平成23年当時だと思うんですが、協議はされたかもしれませんが、

県と市で相応の負担といいますか、半分ずつ見ようということで予算化されたものが、ずっとこのまま来ておるというところで、単純に面積で案分するという性質ではないという考えで50対50の負担割合になったというふうに思っております。以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 何か今の答弁ではあまり迫力はないけどね。いや、それで私ね、結果 50、50 ならそれでもいいと思うけども、問題は鳥取市に 50%負担を求められたときにしっかり県と協議をされたんですか。県の言うがままに決定したんですか、そこら辺の経過はどうですか。
- ◆田村繁已委員長 佐々木課長。
- ○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木です。活用事業につきましては、このたび指定管理料に含まれるというところで協議はさせていただきまして、従来の流れで50%50%にさせていただくことになる予定なんですけども、活用につきましては面積案分というよりも、いわゆる史跡全体で活用というのは行われるものでございます。先ほど申し上げましたが、その活用によって青谷地域の活性化につながるというところもございますので、従来より50%50%の負担割合で行こうということにさせていただきたいと思っております。

また、県の活用事業はいわゆる史跡の発掘とか、そういった学術調査に係る費用はまた別に 設けておられるようでございまして、それは指定管理料とは別に県の活用事業として県が負担 されるということでございます。以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 これでやめますけどね、私が一番聞きたかったのは単純に県から要請があって、はい、分りましたということだったのか、そこにはしっかり議論をして県と協議をしてね、最終的に50%50%に落ち着いたんならそれでいいですよ。どうもそうじゃないんじゃないんですか、県から言われてそのまま県と市で折半しましょうという。だから、そこはやっぱり県からそういった提案があったときには、しっかり事前に協議をするという体質が大事だと思いますよ。そのことだけ申し上げておきます。終わります。
- ◆田村繁已委員長 はい、そのほかございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 今回、資料をいただいて3ページの図の2、図にあります展示ガイダンス施設とか、それから駐車場、もう既にかかっとるところですけど、これは委託事務から外されているということなんですけど、これも今後の扱いというか、それはどういうふうに考えたらいいですか。
- ◆田村繁已委員長 佐々木課長。
- ○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。9月8日にお配りいたしました文教経済委員会資料その2の3ページのほうの図面になると思いますけども、図面の左側のほうに第2駐車場と第1駐車場、ガイダンス施設等ということでグレーの色で塗り分けているところの部分のことでございますが、委託と切り分けるということではございません。一体的に整備のときは、このグレー部分は史跡の指定以外ですので、県有地に県がこういった施設を整備しておりますが、公園としてはこのグレーの部分も含めて全体着色されている部分が、青谷上寺地遺跡史跡公園となりますので、この部分も含めて県と市が管理運営に係る経費を負担していく

ということになります。以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 市長も質問のときに歴史文化振興や観光振興にとって、とっても重要な資源として活用できるよう取り組んでいくというふうに言われているんですけど、今回ここに指定管理者制度により管理運営していくこととなりますってあります。これはそういう位置づけだし、さっき発掘なんかは県が直接やっていくということなんですけど、これはそういう歴史的な大事な施設ということだったら、指定管理ということじゃなくって、直営というような考え方はないんでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 佐々木課長。
- ○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。青谷かみじち史跡公園を直営ではどうかというお尋ねでございますが、鳥取県のほうでは西部地区に妻木晩田遺跡公園というのを設けておりまして、こちらのほうも令和元年度から指定管理者制度を導入して管理運営をしているとこでございます。そちらのほうもそれまでは直営でやっていたところでございますが、その指定管理者制度を導入したことによる効果も含めまして、青谷かみじち史跡公園も指定管理で管理運営をするということに決まった経緯がございます。以上でございます。
- **◆田村繁已委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 令和元年の指定管理にしたことの効果というようなのはどういうふうにつかんでいらっしゃるんでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 佐々木課長。
- ○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。妻木晩田史跡公園、こちらのほうはオープン当初は多くの方に来ていただいてにぎわっていたようでございますが、年々来館者数が減っておったことがございます。指定管理者制度を導入し、ちょっと今、どれだけ来館者数が伸びたかというのは手元にはないんですけども、令和3年度には通算入場者数が70万人を突破したということで、指定管理者制度導入前よりも入館者数が増えているような状況もございます。そういったところから指定管理者制度の導入による効果があったものだというふうに見受けられますので、指定管理者制度の運営に対して妥当だというふうに判断したととこでございます。以上でございます。
- **◆田村繁已委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 妻木晩田ができたときというか、発掘されて整備されていく過程をね、知っているんですけど、ただの観光地でなくて、やっぱり史跡公園として大事な史跡なんだということをやっぱり強調していかないといけんというような話があったと思うんです。なので、やっぱりここも鳥取って史跡がいっぱいあって、いろいろ見て回われるし学べるというね、大事なところにしていかないといけないなというふうに思います。さっきの入館者数が指定管理者にしてから増えたというのは、また数が分かれば教えてください。
- ◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 ないようでございますので以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 指定管理者制度に移すっていうことです。これ条例の議案と質疑の中でも県議会にも出ているということでした。県のほうでも条例を作っていくということでした。県の資料によりますと指定管理制度なんですが、一般公募にしていくということになっていまして、その一般公募ということになれば、それもオープン当初ということですから、先方の妻木晩田と同じようにオープンしたときというのはね、やっぱり人もたくさん来るでしょう。来やすいと思います。そういうときに、一般公募でやるということは、それこそどういうところが応募してこられるか分かりません。指定管理ということで民間が手は挙げてこられるということもあるではないかと危惧します。やっぱりそういうことに道を開いてしまうと本当に史跡として守っていけるのかどうなのか、まだまだここはいろんな発掘が続いてるとこですし、さらに展望が開けていく大事なとこだと思いますので、民間の参入の可能性のある一般公募にしていくことにつながるので、私は反対です。
- ◆田村繁已委員長 ほかにございますか。上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 私は賛成討論です。今の指定管理を前提として反対するというような、そういう討論でありましたけれども、全体としては、これ、かみじち史跡公園という管理運営ということであります。ですから、例えば発掘等々についてはまだ未発掘のところがありますけども、それについてはここの公園、指定管理が発掘するわけでないと私は考えておりますので、あくまでこれは公園の運営管理については指定管理者出すということになれば、いわゆる発掘研究というようなことではなくして、いかにこの史跡公園をPRして多くの人に来てもらうかという、そういったことを指定管理に出すというふうに私は考えておりますので、その辺りはやっぱりちょっと分けて考えてもらわんと、じゃあ、指定管理を受けたからそこを全部発掘もそういったもんも指定管理がやるかということは、それはないというふうに、これはちょっと確認ですけども、そういうことはありますか。
- ◆田村繁已委員長 佐々木課長。
- ○佐々木敏彦文化財課長 文化財課佐々木でございます。先ほど上杉議員さんがおっしゃられたとおり、調査研究または保存、そういったことにつきましては県が直営で行うということでございます。調査研究なり史跡の発掘を行って、その記録保存という格好で残しますが、その保存が済んだところから順次また公園として整備をしていって令和10年、または11年度の公開ということになりますので、あくまでも指定管理は公園施設としての管理運営のみということになります。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 はい、上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 今、説明があったとおりでありますんで、その調査発掘については県が責任を 持ってやると。ですから、公園のほうについての運営は指定管理。ですから、言ってみれば砂 の美術館みたいな話になるだろうと私は思っていますんで、いかに多くの方に来ていただいて、 県内外から、それはやはり直営でなくして、やはり指定管理のほうがより発揮できるというふ うに思っていますので、この案については賛成いたします。以上です。
- ◆田村繁已委員長 ほかに御意見どうですか。長坂委員。

- ◆長坂則翁委員 討論にはなじまんかも分からんけれども、今の話でね、県の資料を持ち出して 県がその指定管理者を決めるに当たってはオープンな形で募集云々というのは、担当課として も何かそこら辺の情報というの、入手しておられるわけ。
- **◆田村繁已委員長** 佐々木課長。
- **〇佐々木敏彦文化財課長** 文化財課佐々木でございます。県のほうが指定管理者を一般公募で募集するということにつきましては、先日の伊藤議員さんのほうの質疑の中で答えさせていただいております。
- ◆田村繁已委員長 ほかにございますか。討論ですんで。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 ないようでございますので討論を終結します。

これより議案第 124 号鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に 用いる土地の管理に関する事務の委託に関する協議についてを採決します。本案に賛成の方は 挙手お願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手多数と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 129 号事業契約の変更について (質疑・討論・採決)

- ◆田村繁已委員長 次に議案第 129 号事業契約の変更についてを議題とします。 質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 9月8日の説明のときに、私、聞き漏らしたんかも分からんけれども、具体的 に 2,100 万ほど増額されるわけですよね。この理由としてはアスベストの追加除去及び物価上昇に伴う事業費の見直しという表現になっとるんですが、具体的にアスベストの除去に幾らか かって物価上昇にはどの程度の経費を充てようとしとられるんか、それ、教えてください。
- ◆田村繁已委員長 須﨑課長。
- **○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長** 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。アスベストの除去ですけれども、こちらのほうが 277 万 2,000 円でございます。それから建設資材の物価上昇に係る増額ですけれども、こちらのほうが 2,890 万 5,308 円でございます。合計 3,167 万 7,308 円になりますけれども、支払計画の変更に伴います金利の精査がございまして、そちらの分が 1,045 万 160 円ということで差し引きしまして 2,122 万 7,148 円の増額というふうになっております。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 それで、物価上昇に伴うっていうことですけど、これ経済観光のときもちょっと言ったんですけども、具体的にどういった内容の、もうちょっと深堀りしてどの程度のものがどれだけ上がってこの 2,890 万の金額になるんだよという、もう少し踏み込んだ内容は分かりませんか。教えてください。
- ◆田村繁已委員長 須﨑課長。
- **○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長** 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。今回はその鉄

骨等の資材に係ります経費とそれから備品に係ります経費のほうが上昇しておりますので、そ ちらのほうの金額の増額ということになっております。

- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 2,890 万が全て今、言われた鉄骨とあれですか。それ以外はないんですか。
- ◆田村繁已委員長 須﨑課長。
- **〇須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長** 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。鉄筋それから 鉄骨、それから備品の調達業務に係る経費というふうになっております。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 よろしいですか。そのほかございますか。米村委員。
- ◆米村京子委員 米村です。ここの中のアスベストですね、除去。これどこに出されるか、ちょっとまだ分からないですか。
- ◆田村繁已委員長 須﨑課長
- **○須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長** 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。アスベストのほうはもう既に除去はしておりまして、法にのっとりましてしっかりと実施ができる業者のほうにお願いをしまして、岡山市のほうで最終処分ということになっております。以上でございます。
- **◆田村繁已委員長** 米村委員。
- ◆米村京子委員 最終確認です。じゃあ、岡山のほうの業者に最終処分してもらうということですね。その間、それまではまだ、今現在はまだあるんですか、アスベスト。
- ◆田村繁已委員長 須﨑課長。
- **〇須崎ひとみ生涯学習・スポーツ課長** 生涯学習・スポーツ課須崎でございます。解体のときに 出ておりますので、既にもう処分のほうは済んでおります。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。 討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論ないようでございますので討論を終結します。 これより議案第 129 号事業契約の変更についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は可決すべきものと決定しました。

議案第 130 号工事請負契約の変更について(質疑・討論・採決)

- ◆田村繁已委員長 次に議案第 130 号工事請負契約の変更についてを議題とします。 質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 まず、この工事については増額内容の中で、いわゆる鉄骨材料の数量増の見直 しということが上げられとるわけだけれども、これは教育委員会はこの辺りの図面書く話じゃ

ないんで、恐らく建築住宅課のほうでこの辺りの見積りはやっているんだろうと思うんだけども、鉄骨材料の数量増がということになった場合には、まずもってこの設計図面を書き換えないといけんわけだけども、これが分かったのはいつですか。というのは、工事請負契約、この今の工事請負契約がこれちょっと私、記憶にないんだけども、以前に工事請負契約をそれこそ議決なりしていて、それで、このたび変更でするのかどうなのか、その辺りもう一編ちょっと順番教えてやってくださいな。

- ◆田村繁已委員長 横尾次長。
- ○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。これは入札のほうが令和3年7月27日行いまして、8月の臨時議会のほうで議決をいただいたものでございます。内容につきましては入札の公募期間中でございます。そこで入札参加希望者のほうから設計図面と参考内訳書の数量に相違があったということで、その問合せがありましたので全部の業者、入札に参加している全ての業者に回答しまして、誤りがありましたと、それで、契約後の設計変更協議で対応を行うということで全ての業者にお知らせをしているところでございます。
- ◆田村繁已委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 ということは要するに設計変更前に入札をして、それで業者が決まってから設計に過ちが、業者から指摘があったということですね。業者からこの本数じゃ駄目ですよという指摘があって、それで設計変更して増額のこのたびのこの議案が出たということですね。
- ◆田村繁已委員長 横尾次長。
- ○横尾賢二次長兼教育総務課長 内容としまして公募期間中に、入札にかかる前でございます。 入札にかかる前に業者のほうから、参考数量と図面とに違いがあると、図面どおりに参考数量 ができていないということで御指摘のほうがありました。それで、入札に当たっては当初の参 考数量どおり入札はしてくださいというところで全ての業者にお知らせしたところでございます。
- **◆田村繁已委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 本来ならその入札を、設計をやり直した後に改めて入札をするのがルールだというふうに思うんだけれども、要するにその誤った見積りの中で入札をして、それで業者が決まって、このたびの工事請負契約の変更っていう格好になったんですがね、なったんだろうと思うんだけども、間違いありませんか。
- **◆田村繁已委員長** 横尾次長。
- ○横尾賢二次長兼教育総務課長 教育総務課横尾でございます。あまり工事の詳しい内容になるとちょっと私のほうでなかなか申し上げにくいところもございますので、今回につきましては専門的なことにつきまして建築住宅課のほうに回答していただくということで手配しまして出席していただいておりますので、建築住宅課のほうに後は回答させていただきたいと思います。
- ◆田村繁已委員長 はい、森田建築住宅課課長。
- **〇森田 健建築住宅課長** 建築住宅課森田です。よろしくお願いします。建築工事というものは 図面契約ということをしておりまして、添付する内訳書はあくまでも参考として添付されるも のです。この参考数量となるこの内訳書ですけども、発注者の積算の透明性、客観性、妥当性

を確保して、入札者などの積算工事費内訳作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものです。これは発注者が予定価格を決定する根拠として作成した内訳の数量をそのまま公開しているものでして、このための契約においてその数量を拘束するものではありません。そして、今回ちょっと乖離が大きかったものですから、請負者及び下請業者を守るために協議に応じるという形で回答し、公正な状況の下で入札を行ったものです。以上です。

- ◆田村繁已委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 ちょっとよく分からんだけども、設計をし直して、要するに適正な鉄骨材料の数量を増した形での設計を上げて、改めて、それから入札をすべきではなかったのかなというふうに思いますし、それからこの設計図面について業者から指摘があって過ちに気づいたということは発注者である市の積算の責任というのはどこにあるんですか。間違いがなかったらその数量でいいわけだけども、この数量じゃ駄目だということで業者から指摘があったわけでしょう。ということは、市の建築住宅課の積算がどうだったかという話になっちゃうわけだ。それであって、それであるならば設計変更した形で改めて入札をすればそれで済む話だけども、結局、後追いみたいな形で、後出しじゃんけんじゃないんだけども、実際にその数量の少ない形で入札をして、それで業者を決めて、それで今ここで要するに数量増の分だけの分、そういったものが契約変更で出とるわけでしょう。だけえ、ルールからするとちょっと私おかしいんじゃないかなと思うんだけども、いかがですか。
- ◆田村繁已委員長 森田課長。
- **〇森田 健建築住宅課長** 建築住宅課森田です。手続としましてはあくまでも参考数量ということですので、間違いではないんですが、ただ、疑念を抱かれる可能性もないとは言えませんので、今後はその点ちょっと気をつけていきたいと考えております。以上です。
- **◆田村繁已委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 間違いではないんだったら設計変更する必要はないじゃないですか。なぜそんな設計を変更してここの鉄骨材料の数量を増やしたんですか。
- **◆田村繁已委員長** 森田課長。
- **〇森田 健建築住宅課長** 建築住宅課森田です。数量の積算に関しては間違っておりました。入 札に係る手続としては特に問題はなかったので、そのまま進めさせていただいたとこです。以 上です。
- **◆田村繁已委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 私が言うのはね、先ほど申し上げたように、この数量を間違えたというのは執行部のほうでしょ。それを業者から指摘があって訂正をしたというのは、発注者側の責任だということなんですわ。だから、手続としては間違いないという話はそれはそうかもしらんけども、もっとしっかりした積算をしてそれを出しときゃ、全く問題がない話でしょ。だから、多くは言いません。こないだの一般質問でも言いましたけれども、本当に大丈夫かいなというようなことが多々あるような感じがするわけだ。これはこの後、経済観光部のほうからの説明もあるでしょうけれども、キャンプ場の件についてもですけれども、まさに民間にこう出す場合に鳥取市がしっかりとしたこういった積算であったり、あるいはその業者の選定の実現の具現

化をどこまでそれこそ担保できるような形で見てるのかと、こういうことはいろはのいの字で 1丁目1番地じゃないですか。だから、このたびの数量が間違っているというのがね、それこ そ民間から指摘して市が訂正するっていうのは情けない話ですよ。そのことだけは言っておき ます。もうそれ以上は言いません。以上です。

◆田村繁已委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第130号工事請負契約の変更についてを採決します。本案に賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

気高地域の学校統合に関する進捗状況について(説明・質疑)

◆田村繁已委員長 続きまして報告に入ります。

気高地域の学校統合に関する進捗状況についての御報告お願いします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 では、私のほうから資料のほうの2ページになります。気高地域の学校統合に関する進捗状況について御説明申し上げたいと思います。皆さん御承知のとおり気高地域、今、学校統合について話合いが進んでおります。この経過と今後のスケジュール的なことについて簡単に御説明申し上げたいと思います。

1番の現在の経過のところを御覧いただけたらと思います。昨年の3月にそもそも気高の統合準備委員会というものが設置されまして、そちらの委員会、9回ほど開催されたところでございます。本年の2月に統合準備委員会より検討結果及び要望ということで報告をいただいております。この中身についてですが、表題のところにも少し記載しておりますが、中身としては1点目が気高地域4つの小学校のみの統合ということが1点目の内容になります。また、もう1点目がJR浜村駅周辺に新規用地を取得し、学校を新築してほしいという要望でございます。その報告及び要望を受けまして教育委員会のほうでは4年3月に回答しております。

回答の中身としましては、2番のほうに少し書いてございますが、まちづくりの観点も踏まえた学校用地の選定ということを踏まえて、関係者会議、これは仮称でございますが、を設置し、さらに検討を進めることなど、回答したというところでございます。まず、関係者会議の設置に当たりまして、関係法令とか、本市のまちづくり計画、これは都市計画マスタープランであったりとか、再配置基本計画といったようなことの整合を取ることが必要ですので、庁内検討会議というものを開催しております。その庁内検討会議が施設の複合化、既存施設の活用等いろんな課題等検討しております。そういったことを踏まえまして地元の関係者会議のほうにかけてもらいたいと思っております。

今後のスケジュールのほう御覧ください。今、庁内検討会議で大体の議論のほうは終えておりますが、今ちょっと最終まとめというところでございます。ちょっと議会のこともありますので、若干ずれて10月の上旬頃になるかもしれませんが、庁内検討会議での議論をまとめているところでございます。一応予定としましては10月には関係者会議のほうを立ち上げたいと思います。関係者会議につきましては、地域振興会議のメンバーの方を中心として学校関係者を踏まえたところで地元の御意見を聞くというところでございます。関係者会議に諮る内容としましては、ある程度、気高の学校の候補地ですね、そういった点を出すのと、どういった学校種にするのかということを諮っていきたいと考えております。そういった関係者会議の意見を踏まえまして、最終的に教育委員会のほうで学校種、学校の場所について決定してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 御報告いただきました。 委員の皆様から御意見、質疑ございますか。米村委員。
- ◆米村京子委員 中学校の候補地なんですけど、今現在の気高中学は最悪の場所ですよね。というのが、潮風が多い。そうすると設備がすごいさびついちゃって大変なっていうことで、ちょっと私は皆さんの中でそれだけを言っておこうかなと思って。あまりにも早いです。施設が汚くなったりとか、動かなくなったりとか、その辺のところはね、すみません。私、自分のことで申し訳ないですけども、とってもひどい、気高中学、特に。だから、その辺を踏まえながらの候補地選びをしていただけないでしょうかっていうところでございます。
- ◆田村繁已委員長 はい、横尾次長。
- ○横尾賢二次長兼教育総務課長 今のお話は気高中学校でした。一応、候補の中に義務教育学校っていう話もありましたけども、義務教育学校はまだ考えておりませんので、今のところ要望としていただいているのは小学校4校の統合ということで考えております。また、そういう話になったらその辺も考えてまいりたいと思います。
- ◆田村繁已委員長 米村委員。
- ◆米村京子委員 1つの気高地域の1校になるかと思ったんですよね、そのときに中学校が拠点になりやすいじゃないですか。その辺のことが、ちょっと私が早とちりした部分あるかもしれませんけど、この場でしっかりと言っておきます。あんなに潮風の多いとこではやめてくださいっていうだけです。はい、終わります。
- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鳥取市学校給食センター整備計画について(説明・質疑)

- ◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、次に鳥取市学校給食センター整備計画について の御報告をお願いします。山根課長。
- **〇山根ちはる学校保健給食課長** 学校保健給食課山根です。本日の資料の3の3ページでございます。鳥取市学校給食センター整備計画について報告させていただきます。

鳥取市の学校給食センター整備計画検討委員会のほう立ち上げておりますが、学校給食センター全体の整備方針など、これを協議・検討する中で配置や規模、それから条件などを示す鳥取市学校給食センター整備基本計画を策定することとし、このたび素案を策定しましたので、進捗状況と併せて御報告させていただきます。

まず、3ページの1番目これまでの経緯についてでございます。令和2年3月に指針となります鳥取市の学校給食の基本構想を策定しまして、学校給食が目指す基本方針として4つの柱に沿った具体的な取組を進めることとしまして、喫緊の課題であります老朽化する給食センターの整備について検討を進めるために令和2年7月から整備に関する全体の整備方針、それから計画の策定について検討委員会で検討している状況でございます。

また、令和3年度より具体的な計画に向けまして給食センターの視察、それから必要な機能、それから候補地などの検討を進めてまいっております。本年度になりまして、給食センターの整備につきましては整備計画の検討委員会はもとより、庁舎内、いわゆる市役所内部の都市整備部であったり、財政であったり、資産活用などと協議を進めながら進めておりますが、当初整備計画を立てようということで進めておりましたが、いきなり整備計画ということではなく、センター全体の配置の計画であったり、建設の候補地であったり、設備などこういったことを基本計画で策定し、その次に整備計画にて1つ目の給食センターの整備計画の策定に取りかかるのが妥当だということで庁内でもそれから検討委員会でも協議をしまして、2段構えで取り組むこととしまして、現在計画の素案ができたところでございます。

本日、その基本の計画内容について御説明をさせていただきたいと思いますが、詳しくは別冊で資料の4としまして冊子になっております。これが基本計画の素案でございます。また、概要版としまして、資料3の4ページから7ページの概要版をつけさせていただきましたが、まずもって本日、この概要版で説明のほう進めさせていただきたいと思います。まず、その概要になります資料3の4ページのほうでございますが、上のとこです。1つ目基本計画策定の必要性と位置づけにつきましては、冊子でいきますと1ページになります。併せながら見ていただくとありがたいです。1つ目の(1)必要性につきましては、学校給食の基本構想において基本的な方針、それから方向性、具体的な施策について示された新たな計画が必要であるということや(2)下のほうになりますけども、計画の位置づけにつきましては、中長期的な視点に立ち現在8か所ある給食センターの更新に当たって、新たな給食センターの配置を定め、様々な条件などを整理し、今後の給食センター更新の基礎的な計画として位置づけ、個別の給食センターについては個々に策定をしていくということとしております。

そして概要版の5ページのほうですが、上の2、本市の学校給食センターの現状につきましては、冊子のほうではページが5ページになります。ここでは大部分の給食センターとも改修が必要な時期を迎えておる、それから第一学校給食センター、湖東の学校給食センターにつては、近年修繕の状況を見ても整備のほうが急がれる状況であるということ、それから中段の3新たな学校給食センターの将来像につきましては、冊子のほうでいきますと13ページになります。(1)給食の実施方式では引き続きセンター方式を採用することとしています。(2)の将来の提供食数の推移では出生数、それから人口推移などから推計算出しまして、令和10年時点

での提供食数の見込みを示しております。(3) センターの規模、設備につきまして、冊子のほうではページが15ページになります。御飯は業者へ委託炊飯をすることとし、現在のお弁当箱の方式から食缶、いわゆるおひつ型で提供することとしております。この御飯につきましては専用室をつくって自前で炊くのか、現在同様に委託、旧市内でございますが、委託にするかにつきましては検討委員会でも十分協議をしました。鳥取市は他の自治体に比べまして学校の配置範囲が広域でございまして、配送に係りますコストがかなりかかると、約1.5倍から2倍程度の配送費がかかるだろうということもあり、また、設備面でも維持管理などのほうも考慮をしますと、検討委員会の中では委託の炊飯を選択し、食育の観点などから現在のお弁当箱の方式から食缶、いわゆる子供たちがしゃもじで御飯をよそうというおひつ型の方式へ変更することとしました。

また、食育、地産地消の取組やアレルギー対応につきましては、また併せて災害時の対応についてなども記載をしております。概要版は6ページになりますが、上の(4)中長期的な将来像につきましては、冊子でいきますとページが19ページの下段のほうになります。将来を見据えまして、児童生徒数が減少した場合のセンターの利活用などについて書かせていただいております。近隣自治体などへの広域提供の検討などするよう書かせていただいております。

概要版の6ページ4ですが、新たな学校給食センターの配置計画につきまして、冊子でいきます20ページから22ページになりますが、それぞれのケースを比較しまして総合的な評価から2か所案か3か所案が適当ではないかというふうに考えております。現時点ではどちらかに決定するということではなく、様々な御意見を十分に伺いまして検討を進めさせていくこととしております。

また、ここではいずれにしましても第一学校給食センター、湖東学校給食センターの整備が 急がれることから、まず、両方の給食センター約7,000食を提供しているんですが、この7,000 食を提供するこの学校給食、いわゆる子供たちへの給食を止めずに何とかカバーするために両 センターを包含した地図でいいますと、北側のほうのエリア、こちらのほうへの新センターの 建設が必要となるということで整備計画を策定していくこととしております。

概要版の7ページの5番目ですが、概要が少し見づらくて申し訳ありません。5番目の新たな学校給食センターの整備条件につきましては、冊子のほうでいきますとページが26から31ページになります。ここでは必要となります整備の条件、それから面積、それから施設の配置、それから必要な部屋、それから建築に関しての用地の条件についてを記載しております。

それから、概要版の7ページ6の今後の進め方につきましては、冊子のほうでいきますとページ32ページ以降となります。ここでは事業手法のほう検討していくことなどを記載しておりますが、まとめとしまして2つ目以降の新たな学校給食センターについても今後の校区再編の状況、それから児童生徒の推移など様々な視点で見極めていくこととしており、いずれにしましても安全安心な給食を提供できる環境づくりに努めてまいりたいということとしております。

本日の資料の3の3ページのほうに戻っていただきまして、3の今後のスケジュールにつきましてです。先ほど概略ですがお話しました内容でパブリックッコメントの実施を予定としまして、予定としまして日にちのほうは10月3日月曜日から10月24日月曜日までの間にパブリ

ックッコメントを行いまして、意見を基に基本計画の案を策定し、11月をめどに計画の策定をしたいと考えております。その後に第1期目の整備計画の策定に向け新しい給食センターでのアレルギー対応について、鳥取市学校給食食物アレルギー検討委員会にてアレルギー対応や候補地や設備、事業手法などに関しまして十分に検討を重ねてまいりたいと考えております。また、令和5年5月頃を目途に整備計画につきまして素案を策定していく予定としております。また、素案に対するパブリックコメントを令和5年6月頃に実施をしたいと考えております。説明のほうは以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 御報告いただきました。 委員の皆様から質疑、御意見などございますか。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 今日、配られたこの整備基本計画の素案、まだ十分読んでないもんですから、 思うがままに質問をしたいんですが、基本的に今、8つある学校給食センターは統廃合という ことは考えてはいないということを言い切れますか。
- **◆田村繁已委員長** 山根課長。
- **〇山根ちはる学校保健給食課長** 統廃合といいますか、適正な配置の数にしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。
- **◆田村繁已委員長** 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 適正な配置ということは、もちろん児童生徒数の減少ということもあるんかも 分からんけれどね、8つの学校給食センターが7つあるいは6つになるということも当然想定 内ですか、どうなんですか。
- ◆田村繁已委員長 山根課長。
- ○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食課山根です。今、御説明させていただいた中で適正な規模であるというところを、例えば概要版でまいりますと6ページの辺りでございます。センターの整備計画につきましては、整備の配置につきましては、1か所から今現在8か所、いわゆる合併前のものをずっと使っておりますので8か所合計するとございますが、この中で子供の数の推移もそうですし、何箇所が適当であるか、1か所につきどの程度の規模の大きさ、いわゆる何食提供するのが適当であるかということを実はサウンディング等もしたり、事業者のほうからヒアリングをしたりする中で、おおむね5,000食以上が1か所には妥当であるということで聞いております。そして、そういったことをベースに現在の2か所から3、4か所と書いておりますが、本市では2か所案または3か所案のいずれかが適当であるというふうに考えておるところでございます。以上です。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 それで今日配られたこの素案の 15 ページにね、いわゆる委託炊飯方式、自場炊飯方式、これ、自校炊飯方式とも読み替えてもいいわけですか。 どうなんですか。
- ◆田村繁已委員長 山根課長。
- **〇山根ちはる学校保健給食課長** 学校保健給食山根です。この資料が基にありますのが、文科省 が調査をしております調査の結果を引用しておりますが、学校給食の実施状況調査というのを しておりまして、一番最近のものが平成30年のものが公開されたものでございます。この自場

炊飯というような表現でありますが、これはセンターで炊飯するところといわゆる学校にくっついた単独の自校式といいますか、こういったところを合わせて、いわゆる委託ではない部分というところがまとまってこういう表現になっております。以上です。

- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 今、コロナの関係もありますけれども、以前いわゆる災害対応も含めて自校炊飯方式の導入はどうなんですいかっていう、私一般質問したことがあるんですよ。そのときにはそういったいわゆる現状の学校現場のそういった自校炊飯ができるだけの設備も含めたものが取れないから難しいですねという答弁だったんです。

そこでね、聞いてみたいんだけども、どっかにも文章ありましたけど、道路事業、これは尾室教育長の答弁でもあったんですが、現行料理、おかずを作るところと、炊飯、米飯を作るところが別でしょう。いまだね、建設会社がつくっておるんですよ、御飯を。パンやも作ってますよ、そうでしょ。それで、少なくとも配送ロスをなくす必要があるんではないですかと、そのおかずと御飯が別々で配送していくというのは、本当に経費面のことも含めて無駄じゃないのか、そういった質問に対して尾室教育長は、今後は道路事情も含めてかなり整備されとるんで、今後の検討課題とかみたいな形だったんですよ、答弁が。それで今回のこの基本計画の中にはそこら辺りも議論されてこの素案が作られておるんですか。検討されとるんですか、どうですか。

- **◆田村繁已委員長** 山根課長。
- 〇山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食山根です。検討委員会の5回目辺りからずっと8回目まで、先ほど私も申しましたが、やっぱり御飯をどうするかというのを大事に考えております。長坂委員、以前にも御質問等々いただきまして、そういったことも踏まえて、いわゆる経費面ですとか、経費以外のところでどうなのかというところはかなり議論をさせていただいとります。いわゆるセンターで炊いた場合といわゆる外から持ってきてもらう場合というのは、議論は深めた結果でございます。以上です。
- ◆田村繁已委員長 はい、よろしいですか。そのほかございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 私も十分読んでないんですけど、さっきサウンディングで適正な数が 5,000 食以上、2から3か所と考えるっていうのは、要は経営効率というか、そういうところでの適正な数というふうにお聞きしたらいいんでしょうかね。
- ◆田村繁已委員長 山根課長。
- **〇山根ちはる学校保健給食課長** 学校保健給食山根です。いわゆる市の投じる公費の負担のところも勘案しというところで、そのようでございます。以上です。
- **◆田村繁已委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 公費を入れているということは分かっているんですが、資料の4ページのところ、概要版ですね、3の4つの基本方針の3のところに、次世代に負担を残さない学校給食センター設置と書いてあるんですが、これはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 山根課長。
- **〇山根ちはる学校保健給食課長** このネーミングにしましたのは、今、取り組むべき課題であり、

先回しにしないという意味合いでございます。以上です。

- ◆田村繁已委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。学校給食センター特に第1や湖東の改修というかね、それが急がれるというところがあるので、先に取り組まなければいけない、今、取り組まなきゃいけないというのは分かります。ただ、併せてさっき気高の学校再編の話も出てきました。早期に取り組まないといけない部分と、それから長期的に考えていかないといけない部分、併せて考えていかないといけない部分というのがあるなあというふうに思います。

もう1つ質問ですけど、聞き漏らしたんならごめんなさい。基本計画案とそれからこの第1 期整備計画素案と、これの違いというか、発展というか、その辺をもう一遍説明してください。

- **◆田村繁已委員長** 山根課長。
- ○山根ちはる学校保健給食課長 学校保健給食山根です。今回お示ししますのは基本計画でございますが、こちらに書いておりますのは基本的な鳥取市の今後の学校給食センターの配置も含めてどういった機能にするか、それから建設地をどういったところにするか、そういった基本的なところを、大きなところを定めるということが目的でございます。整備計画、おっしゃってくださったここにつきましては、いわゆる建物、箱物といいますか、どういったものを建てるかというところが、もっと具体的なところになってまいるということで、今回は全体的な大きな配置、それから施設の内容ですとか、どういった考え方があるかというような大きなもののでございます。以上です。
- ◆田村繁已委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので以上で終結します。 教育委員会の審査はこれで終了します。執行部の皆さんは御退席ください。

【経済観光部】

- ◆田村繁已委員長 経済観光部の審査に入ります。 初めに大野部長に御挨拶をいただきたいと思います。大野部長。
- ○大野正美経済観光部長 経済観光部でございます。本日は補正予算はじめその他3つの議案につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。また、本日は議案の審査の後に先週、鳥取砂丘キャンプ場の運営事業に係ります優先交渉権者の資格取消しを行っております。その件につきまして、後ほど報告をさていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採 決)

◆田村繁已委員長 それでは議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管の属する部分を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 実は事業別概要 27 ページの上段にあるんですが、観光 P R ラッピング広告事業

費、以前、私は山形市に視察に行ったときに、すごい取組をしておられて、ラッピングトラックを走らしたらどうですか、トラック協会に御協力いただいて、そんな一般質問をしました。だけど、市長の答弁は今後の検討課題ですね、みたいなことだったんですが、ただ、今回はただ単にそのラッピング広告のみならず、いわゆる燃料価格の高騰ということが説明書きにもあるんで、もうこれ以上言いませんけれども。じゃあ、燃料価格の高騰で、ここには具体的に燃料価格高騰部分の金額というのはここへは上がっていないだわね、実際は。そこら辺はどうなんですか。例えば車体のラッピング費用の中に含まれておるという理解をすればいいのか。じゃあ、それに含まれておるとするならば、燃料高騰部分が幾らなのか。そこら辺の説明をしてください。

◆田村繁已委員長 平井課長。

- ○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。今、議員さんのほうのお尋ねにありましたまず、燃料高騰分の、じゃあ額はっていうことでいきますと、これはもともとトラック協会さんのほうから御要望もいただいた段階で、明確な支援の額とかいうものはなかったのが現実です。トラック協会さんとお話をする中でこの事業別概要にあります、一番下の広告料って書いてある分ですね、ここが要するに今回ラッピングに係る実際の施行費用とか、それに係るデザインの費用というのはこの上段2つの金額なんですけども、ここの広告料に当たる部分がいわゆる高騰している燃料価格の負担軽減を図る部分での支援額というような意味合いで相互の話合いの中で決定していったというような状況がございます。以上です。
- ◆田村繁已委員長 よろしいですか。そのほかございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 トラック協会加盟の市内事業者のうち、本事業に協賛する事業者が保有する大型トラック 39 台ということなんですが、これ 39 社ということじゃないと思うんですが、何社なんでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 平井課長。
- **〇平井宏和観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課平井です。これはトラック協会 さんのほうから市内の事業者さんのほうに意向調査を行っていただいたというところで、この 39台の回答をいただいて、いわゆる賛同して取り組むと言っていただいた社は7社になります。
- ◆田村繁已委員長 よろしいですか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 燃料高騰に対しての支援っていうことですれば、全部の業者にできるんだけど、 あえてこうやってラッピングをするということで協力していただいたところにしかできないじ ゃないですか。何かそこら辺が2段構えとかね、何かですると、ラッピングに協力してくださ る方はそれの実費ですればいいし、燃料代は全部の会社、トラックに支援することができるし みたいなことを考えたほうがみんなにできるんじゃないかと思ったりしたんですけど、ちょっ とこの理解がなかなかできなかったんですが、どんなもんでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 平井課長。
- **〇平井宏和観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課平井です。この件に関しては、 もともとこのトラック協会さんから私どもがお話を伺った、要望いただいたのが6月3日なん ですけども、この前に鳥取県のほうにも要望され、さらにはほかの県内の3市にも御要望され

たというようなことをちょっと伺っております。その中で、予算を計上していくに当たっての何かそういうトラック協会さんと、今のお話にありました何かそういう連携するような事業についてこういった議論を交わす中で、このたびのようなお話が出てきたというところで、その段階で例えば県のほうの予算のほうとか、この9月の補正に計上されるようなことも今後の検討というような話で、当時トラック協会さんのほうがお話を伺って、その時点では県の予算措置というのも決まってなかったりしたもんですから、我々としても、今、言いました観光振興なり、観光情報の発信につながるという部分での、そういう先ほど長坂議員言われたような先進地のほうの取組も実はちょっと資料もいただいたりして紹介いただいて、我々としてもこういった事業に、じゃあ賛同して一緒にやっていきましょうかというような相手側とのキャッチボールの中で進めてきた部分もあるので、結果から言いますと、県のほうも先ほど岩永議員さんが言われたような一律のそういう支援という形ではないようですけども、この9月補正予算のほうに物価高騰対策の支援補助金でこのトラック協会さんから要望を受けて、1つそういったものも受皿になるような補助事業を予算計上しているっていうふうに伺ってありますので、そういった中で、併せて相互の県市も含めた連携の中で多少なりともそういった支援が行っていけるように努めていけたらというふうに考えております。長くなりましたけど以上です。

◆田村繁已委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 ないようでございますので質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 討論がないようでございますので討論を終結します。

これより議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 113 号令和 4 年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採決)

◆田村繁已委員長 次に議案第 113 号令和 4 年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予 算を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。岩永委員。

- ◆岩永安子委員 私にとっては耳慣れない地歴調査、工損調査と地歴調査だということでした。 地歴調査っていうのはどういうもので、どういうふうに行うんですか。
- ◆田村繁已委員長 渡邊次長。
- **○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長** 経済・雇用戦略課渡邊でございます。地歴調査について の御質問でございました。土地の土壌汚染対策法、こういったものがございまして、この中で 土壌汚染対策法というのは土地の土壌汚染を見つけるための調査だとか、汚染が見つかったと

きにその汚染によってどのような影響があるのかだとか、そういったものを分かるようにというようなことでの法令ではございます。その法令の中で、地歴調査、これは例えばですけれども、その土壌汚染法の中の3条、4条、5条というのがございまして、有害物質等の特定施設があった、建物があるような土地のことでありますとか、一定規模以上の土地の形質の変更する場合、そういったもの、それからまたは健康被害が出る恐れがあると県知事等が認める場合、そういったところの場所は土地の状況を調査しなさいということになっております。この場合、我々のこの卸売市場の再整備に係りましては、その中の第4条の中に一定規模以上の土地の形質の変更の届出をする場合、これは大体3,000平米以上の土地を形状変更する場合というようなことなんですけども、そちらに該当する工事になりますので、そういったときには今までに土壌汚染がされておるのかどうなのかと、調査をする必要があるというようなことでございます。

該当地の場合によりますと、もともと以前は農地であったところにこの卸売市場ができたというようなことでありまして、もともとそういったところでありますので、卸売市場には有害物質を出すような状況ではありませんので、そういったところでこの対象になるのかどうなのかというのは一時お話の中であったんですけども、やはり3,000 平米の土地の形状を変更させるというようなことがありますので、そういった場合、やはりこちらの土地も含めて調査をされたほうがいいだろうというようなことの御指導をいただいております。

そのような中で、こちらの土地、昨年度、土壌汚染、地歴調査 3,000 平米以上やるということで事前に調査をさせていただいております。去年の 11 月頃だったと思いますが、そのときに自主調査ということで検査をさせていただいたところなんですけれども、そのときに自主調査の中で、やはりヒ素でありますとか、鉛でありますとか、そういった物質が出てきたということになっております。それで、このたび、そういったものがありましたけれども、自然由来のもの、含まれる量だとかそういったことから自然由来のものだろうというようなことでもありますが、このたびこういった部分をあわせて今後そういったものがある土地ではありますので区域指定、この区域指定といいますのは、ここの地域にはそういったものが出るところだよというような区域指定をされるというようなことも含めまして、そういった可能性があるということも含めまして、そういったものはそのほかにも何かないかというようなことで土地の土壌の調査、汚染物質があるかどうかというものの調査をさせていただくというような事業になります。簡単ではありますが以上でございます。

- **◆田村繁已委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 ありがとうございます。自主調査した範囲では駄目なわけですよね。やっぱり ちゃんと調査が必要ということですね。
- ◆田村繁已委員長 はい、渡邉次長。
- ○渡邉大輔次長兼経済・雇用戦略課長 ありがとうございます。自主調査をした段階でヒ素と鉛が一部出てきたというところでありますので、そういったものを中心に、自然由来だということですので、後で出たような有害物質が出ておるというわけではありませんが、そういったものを中心に調査をしていくということを考えておるところです。

◆田村繁已委員長 そのほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 ないようでございますので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論ないようでございますので討論を終結します。

これより議案第 113 号令和 4 年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

「替成者举手〕

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 しばらく休憩したいと思います。再開時刻は午後1時ということでお願いいたします。

> 午前 11 時 58 分 休憩 午後 1 時 0 分 再開

議案第 123 号鳥取市手数料条例の一部改正について質疑・討論・採決

◆田村繁已委員長 経済観光部の審査を再開いたします。

議案第123号鳥取市手数料条例の一部改正についてを議題とします。質疑を行います。質疑 のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 質疑がないようですので質疑を終了します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論も終結いたします。

これより第123号鳥取市手数料条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 126 号鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定について(質疑・討論・採決)

◆田村繁巳委員長 次に議案第 126 号鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定についてを 議題とします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

- ◆長坂則翁委員 この指定管理者の指定の関係だけど、まず、今まで説明を受けたかも分からんですけども、代表が広島のようだけども、共同企業体ということで何社くらいの共同体になっておるんですか、その社名も含めてお願いします。
- ◆田村繁已委員長 平井課長。

- ○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。議案のほうにもちょっとおつけしておりますけども、イズミテクノ以外に2社おられましてBIPROGYという株式会社とJR西日本コミュニケーションズという会社の2社、これの計3社で構成されておられます。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 それは全部鳥取市内の事業所じゃないわけですね。
- **◆田村繁已委員長** 平井課長。
- ○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。全部県外の業者になります。
- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 以前、何かJRが絡んどったこともあったと思うんだけども、それらは今回は外れてるわけですか。
- ◆田村繁已委員長 平井課長。
- ○平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。ちょっと前回の誰かあれですけど、これ基本的には平成30年に始まった指定管理の座組みとは変わっておりませんので、ひょっとしたらそのJRのいわゆる広報とかプロモーションを扱っておられる中、この会社としてJR西日本コミュニケーションズという会社が入っていますので、基本的には、そこは平成30年から引き続きということで間違いはないと思います。
- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので質疑を終結します。 討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第 126 号鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定についてを採決します。 本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第127号業務委託契約の締結について(質疑・討論・採決)

- ◆田村繁已委員長 次に第 127 号業務委託契約の締結についてを議題とします。 質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。岩永委員。
- **〇岩永安子委員** 優先交渉権者と仮契約を締結したんですが、この1グループの参加だったということでした。このこういう事業はなかなか参加しにくいということなのか、1グループだったということについてはどういうふうに評価というか、分析しておられますか。
- **◆田村繁已委員長** 大野部長。
- **〇大野正美経済観光部長** 今回、プロポーザルの中で応募された者が1グループだったというこ

とでございます。今回、デザインビルドということで設計・施工一体型での発注という形にさ せていただいております。いわゆるデザインビルド方式ということなんですけども、これは今 回私どもにとっても初めての取組ということで、いろんな事業を今までやってきたものとはち ょっと形が違うやり方でやってまいりました。その中で事業協力者でありますとか、そういっ たものも初めて取り入れながらやってきたわけですけども、そういった今までにない形の部分 で、いろいろその参入される事業者の方にも、ある意味戸惑いもあったのかなと思っておりま すし、もともとこのデザインビルドで発注するに当たっては、一番最初にサウンディング型の 調査をやらせていただいております。そのときには5者応募してこられまして、5者から聞き 取りをさせていただいて、それで、5者全てからデザインビルドでやるのがいいだろうという ことで御意見をいただいて、デザインビルドという形にやってきているんですけども、ただ、 実際には、例えば事業協力者の選定の段階から、選ばれた事業者が見かけ上有利になるんでは ないかとか、実際には採点上は特に加点項目等はないので、有利不利は基本的には発生しない んですけども、ただ、イメージ的にそういう構想の段階からも関わっておられる事業者がある ということ自体が、非常に別の事業者が参入しにくい状況もあったのかなということが1つ要 因として考えられますし、もう1つは、近年、非常に鋼材の価格等が急激に高騰してきており ます。そういった中で当初想定しておりました36億という予算自体がかなりタイトな予算にな ってきたということで、実際に参入された事業者の方は十分な利益が取れるのかどうかですね、 その辺りもかなり憂慮されたのかなというふうには感じております。

初めての取組でいろんなやっぱりメリットもありながら、一方でやはりデメリットもあるというようなことも学んでまいりましたので、今後の私どもがこれから手がける事業の中では、そういったところも踏まえながらいろんな事業に当たってまいりたいというふうに感じております。以上でございます。

◆田村繁已委員長 そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので以上で質疑を終結します。 討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 なしと認め討論を終結します。

これより第 127 号業務委託契約の締結についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

鳥取砂丘キャンプ場運営事業に係る優先交渉権者の資格取消について(説明・質疑)

◆田村繁已委員長 次に報告に入ります。

鳥取砂丘キャンプ場運営事業に係る優先交渉権者の資格取消についてを御報告お願いします。 米澤参事。 ○米澤裕治観光・ジオパーク推進課参事 観光・ジオパーク推進課米澤です。本日、別紙としてお配りをさせていただいております資料のほうを御覧いただきたいと思います。鳥取砂丘キャンプ場(仮称)ですが、運営事業に係る優先交渉権者の資格取消について報告をさせていただきます。この事業は鳥取砂丘の観光振興活性化及び保全における鳥取県との連携協約に基づき行っておる事業になります。鳥取市が砂丘西側エリアに所有するサイクリングターミナル、柳茶屋キャンプ場、鳥取県が同じく所有するこどもの国キャンプ場の3施設を活用して行うキャンプやグランピングを中心とした民間サービスを提供する事業の実施に向けて、本年4月26日に優先交渉権者を決定させていただいたところです。

その後、6月議会で、財産の無償貸付け等についても可決をいただいたところでございますが、市県及び事業者の3者による基本協定の締結を目指して調整を進めてきましたが、このたび優先交渉権者の資格を取消しし、今後の事業者選定に当たっては、再度の公募型プロポーザルの実施を視野に検討を進めることとしておるところでございます。

- 1、優先交渉権者ですが、資格を取り消す優先交渉権者は株式会社鳥取砂丘ムーンパーク、 鳥取市千代水にある事業所で代表取締役は中井史生でございます。
- 2、資格を取り消す理由につきましては2点ございます。まず1点目は事業規模の縮小につてでございます。これは当初提案の事業規模 4.3 億円でございましたが、これが 2.8 億円に縮小され、プロポーザル審査会の決定及び評価に重大な影響を及ぼすものであると認めるためでございます。 2点目ですが、資金調達についてでございます。こちらにつきましては提案事業の実現に必要な資金の確保を客観的に証明できる書類が確認できないためといった理由となっております。
- 3、事業規模の縮小についてでございます。4月の企画提案、これは審査会のときですが、その時点から主に以下の点が変更となっております。まず、事業規模が先ほど申し上げたとおりでございます。次にサイクリングターミナルの外観につきましては、当初木製ルーバーで整備といったことで、ちょうどこの市役所の本庁舎と同じように、縦縞のルーバーといったものが外壁に取り付けられるような、そういったイメージで御提案いただいておりましたが、それが規模縮小に伴い塗装の塗り替えのみに変更となっておりました。また、オープンカフェのような形で、アウトドアデッキを建物の表裏に2か所設置するといった提案もございましたが、こちらも表のみへ縮小となっておりました。そしてサイクリングターミナル築後経年劣化が進んでおりますが、これの内装改修を提案しておられましたが、こちらも取りやめとなっておりました。柳茶屋キャンプ場につきましては当初グランピングテントということで10基の設置が予定されておりましたが、これが6基へ減少しておりました。そしてスペースモバイルユニットという南極観測基地で実際使われているコンテナユニットを3基、サイクリングターミナルの前庭のほうに設置するというような計画でしたが、これが1基へと減少しておりました。こういった内容が主な変更点となっております。

これまでの経過でございますが、4月20日に公募型プロポーザルの審査会で最優秀提案者に 選定されて以降、4月26日には優先交渉権者に決定して発表。そして7月11日には優先交渉 権者から資金調達期間確保のための調整期間の延長の申出があったとこです。そして7月27日 にこの申出を受けて、市及び県で期間の延長を認め、8月29日正午までに事業の確実な履行が確認できる書類、こちらには資金調達の証明書等が含まれておりますが、提出するよう通知をしたところです。そして8月29日に優先交渉権者から、これらの書類が提出された中で、事業規模が縮小となった変更提案の提出もあったといったところでございます。

この事態を重く受け止めまして、県市で協議を重ね9月9日に変更提案の内容について有識者で構成する検証会を開催し、検証を行っていただきました。その中で特に財務状況等の確認については専門家からの意見聴取もしてほしいといった要望を受けまして、9月13日にこのような意見聴取のほうも行なわせていただきました。これらの結果を踏まえまして、9月16日に優先交渉権者の資格の取消しを決定し、同日付で優先交渉権者に通知をするとともに発表をさせていただいたといったところでございます。ちなみに公募時に示していたスケジュールですが、7月中旬に基本協定の締結と貸付契約の締結、こういったものを予定しておりましたが、こういったものができずに終わっております。そして8月末には対象施設の利用を停止し、閉鎖をしておるとこでございます。9月1日にはこの施設等を事業所に引き渡す予定でしたが、それができないままとなっております。裏面を御覧ください。

- 5、検証会及び専門家への意見聴取でございます。検証会は9名の委員によって検証を行いました。このうち7名は4月のプロポーザル審査時の委員でございます。それに加えまして2名の有識者の方に入っていただきました。そこでの意見は、計画変更は認めない、優先交渉権者の資格を取消すべきといった意見が9名中8人の委員からありました。また、専門家への意見聴取の概要としましては、変更後の提案にあるグループの構成事業者からの出資予定額について財務諸表を見ても規模縮小後の計画は、この出資は難しいであろうといった御意見もいただいております。
- 6、今後について、事業者の選定に当たっては再度の公募型プロポーザルの実施を視野に、 鳥取砂丘の観光振興活性化及び保全における鳥取県と鳥取市との連携協約に基づく県市連携協 議会を開催しておりますが、この中で報告、検討を行い、今後のスケジュール等については改 めてお知らせしていきたいと考えております。
- 一部新聞報道等が先行しておりまして報告が遅れましたこと、また、このような事態となってしまいましたことを深くお詫び申し上げたいと思います。どうもすみませんでした。以上でございます。
- ◆田村繁已委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか、岩永委員。

◆岩永安子委員 今、一部新聞報道が先行してってありましたけど、8月末にサイクリングターミナルは閉鎖をして準備をしていたわけですよね。ですけども、7月の時点で資金調達がなかなか難しいから、調整期間延長の申出があったり、それから、それを受けて8月29日までにちゃんと書類を出すようにという通知をしたとかいうような、それからもちろんそれを受けて8月29日に事業規模が縮小となった変更提案の提出があったとか、こういうようなことが今、片方ではもう施設利用停止をしたという中で、文教経済委員会の9月6日の会議に何にも報告がなかったということが問題じゃないのかなというふうに思うんです。新聞報道云々というより

も、そういう状況の中で報告がなかったということが私は問題だと思います。よく全協の委員会で質問に関わって関連する質問が出ているので、何て議長さんが言われますかね、あまり深い質問をしないようにとか、そういうことがあったりして、報告はあったけども思うように質問が委員会でできんかったとかいうようなことありますけど、全協の会議でそういうことあったりしますけど、私はこういう経過があるのに、動きがあっとるのに、委員会で報告されんかったということがいかがなものかなって思います。何かありますか。

◆田村繁已委員長 平井課長。

〇平井宏和観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。御指摘のとおりでございますけども、いずれにいたしましても我々としては8日ですかね、前回の委員会が、8日の時点で本来であれば中間の報告等をお話しできるところでしておくべきだったというところでは、これは御指摘のとおりだと思っております。

ただ、一方でちょうどその翌日にちょうど検証会というような形の場を設けるなどのちょっと予定もしておったところもあったので、すみません、いずれにしてもその9日の時点で明確な答えができたかできていなかったかもしれませんけども、ここの8日の委員会でせめて経過の報告をこれはすべきだったというところは我々としても感じておるところでございます。以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 私はそういうふうにちゃんとするべきだったというふうに思うのと、それから やっぱりこういう教育的な施設まで組み込んで計画を進めようとすること自身にやっぱり無理 があるじゃないのかなと私は思います。
- ◆田村繁已委員長 御意見ですね。
- ◆岩永安子委員 はい、意見です。
- ◆田村繁已委員長 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 検証会及び専門家の意見聴取、裏面ですけれども、委員の9名で4月のプロポーザル選考審査会の委員が7名と有識者2名で検証会をやられたということなんだけども、そもそもこの4月のプロポーザル審査委員さん7名の方、こないだ議場でも申し上げたんだけども、一体どんな審査をしとったかということなんですわ。4グループ出て、最終的には点数が一番多かって、ここに決まったんだけども、結果はこうしてそれこそ資金の調達はできない、それからということから規模縮小ということになったんで、だから、ここの委員さんですね、審査時の委員、県も市もあるいは有識者というか、どこかの大学みたいな人もあるだろうけれども、もう少しそれこそ地に足の着いたような審査をやってもらわないと、何となくイメージ的にね、イメージで審査しとったんじゃないかなと。だから、こないだ質問でも言ったように、資金の裏づけは担保を取っているんかっていうことになっているけども、それは取っていませんというような形、今後についてここにあるんだけども、新たにまたプロポーザルする場合には、やはり資金の裏づけとか、事業の裏づけをしっかり取れるような、そういったその専門家も中に入れた形で審査していかなければならないというふうに思っております。

土曜日の日本海テレビか、ガイアの夜明けという番組がありましたね、これ1時間番組であ

ったんだけども、鳥取砂丘、いわゆる宇宙産業というかね、それに向けての2つの業者を紹介してた。1つは、タイヤメーカー、これはあそこのいわゆる月面の車両に着けるタイヤをそれこそ実験ということで砂丘でしていた。もう1つのグループというのはまさにここにスペースモバイルユニット、これを製作しているここの会社だったんだけども、あれを見たときは白々しくなったわけだ。それ撮影した時期というのは多分7月とか6月とかいう格好で撮影したのをこないだ土曜日に放映してたんだけども、だから、全く裏づけのないまま、ただ単に何となくイメージ的にやってた、そういう反省はやっぱりしてもらわんと困るということです。ですから、こないだ、きつく言いましたけども、要するにこれを任命した県と市の責任というのは大変重いということですわ。そういうことも肝に銘じた形で、今後の対応をしてやってください。以上です。

◆田村繁已委員長 ほかに御意見はございますか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 以上で質疑、御意見は終了させていただきます。 以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆さんは御退席ください。

【農林水産部・農業委員会】

- ◆田村繁已委員長 農林水産部・農業委員会の審査に入ります。 初めに田中部長に御挨拶をいただきたいと思います。
- **〇田中英利農林水産部長** 農林水産部長の田中でございます。よろしくお願いします。

前回の文教経済委員会では台風 11 号による農作物の被害について報告させていただきましたが、今週は非常に強い台風 14 号ということで、大変心配したところでございます。現在まで農作物などの大きな被害はありませんが、これからも県、JAなどと関係機関と連携しながら状況把握に努めるとともに、また、農林水産業の被害は台風が去った後、家の裏山とか、農道とか、林道とか、漁港とかなどの被害が起こることがありますので、引き続きパトロールなどを実施していきたいと考えております。

そうしましたら本日の委員会ですが、9月8日に議案説明させていただきました議案第 112 号一般会計の補正予算についての議案審査、また、9月15日に追加提案させていただきました 議案第 131 号一般会計の補正予算についての議案説明及び審査でございます。追加の補正の内 容ですが、国の肥料価格高騰への本市独自の上乗せ支援を行うため、必要な予算をお願いする ものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(質疑・討論・採 決)

◆田村繁已委員長 それでは議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。岩永委員。

◆岩永安子委員 減容化施設管理運営費です。この定期交換経費、微生物の動きが弱くなったの

で、分解能力を確保するために2回分の入替え経費ですと。もともと年度予算で組んでいたけれども、順調に動物の焼却が進むので余計いるようになったのか、いや、実は組んでなかったとか、その辺教えてください。

◆田村繁已委員長 山川課長。

- ○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。この減容化施設の微生物と木製チップですが、 当初予算の段階では経費として計上しておりません。運用の初年度ということもあって、また これ交換の頻度がどれぐらいになるかっていうのがちょっと想定できなかったものですから、 様子を見ながら随時補正をお願いしたいなというような考え方で運用をスタートさせていただ きました。当初の予定どおりといいますか、予定より少し多く処理できているのかなというこ とで、現時点では思っておりまして、今年度につきましては少なくとも、あと2回程度交換で きれば処理能力は確保できるかなと考えているとこでございます。以上です。
- ◆田村繁已委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 鳥取市以外のところからどの程度動物が入ってきているのか、それが想定以上 に入ってきているとかいうようなことが原因、その辺はどんなんでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- 〇山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。この減容化施設につきましては、鳥取市の単独 事業として整備をしまして、基本的には東部4町からの受入れは行わないことにしております。 ですんで、現在8月末時点で約900頭の受入れを行っておりますが、全て鳥取市で捕獲された ものというふうになります。以上です。
- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 事業別概要の 32 ページの下段にも書いてあるんだけども、林務水産課の関係 ね、例の漁港施設維持管理事業費の関係のこの防砂堤っていう表現になっていますよね、防砂堤。それ、基本的に私の認識が誤っておるんならあれだけども、海岸線のこういった防砂堤とか何とかで、これ県行政ではないわけ、鳥取市がやらなければならない事業ですか、そこら辺。 例えばよく浦富の関係なんかでも話が出るのは県が全部やっとるじゃないですか。何かすみ分けっていうか、何かあるんですか。ここはあくまで鳥取市がやらなくてはならないエリアになっておるんですけど、うちげの周りだって全部県がやってるんですよね。ただ、これ漁港ってついとるから漁港施設の絡みっていうことがあるんで、鳥取市がやらなきゃいけんのかも分からんけど、基本的に海岸線の砂浜の管理っていうのは、私、県がやるもんだという理解をしとるんだけども、その辺ちょっと考え方だけ聞いときたいと思います。

◆田村繁已委員長 山口課長。

〇山口真二林務水産課長 林務水産課山口でございます。海岸線の保全につきましては、それぞれ所管というのがございます。議員のおっしゃるとおり、県管理というところが大半を占めております。そのほかにも一部農業用の排水路等で農林水産所管というのもございますが、ここにつきましては漁港区域、それで漁港のほう側が、漁港側の輪っかになって船を停めるという施設以外も含めまして漁港区域という指定を受けておりまして、その区域内に入る海岸につきましては漁港管理者が行うということになっております。

ここにつきましては、ちょうど青谷漁港と夏泊漁港の中間でございますけれども、両方から 重なっているところでございまして、漁港区域内ということでございますので、管理者であり ます鳥取市のほうで維持管理を行うものでございます。以上でございます。

◆田村繁已委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。 討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第 112 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 131 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分(説明・質疑・討論・採決)

◆田村繁已委員長 続きまして追加提案のあった議案に入ります。

議案第131号令和4年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。 執行部より説明をお願いします。山川課長。

〇山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。それでは議案第 131 号の追加提案、農政企画課 の部分を御説明させていただきます。事業別概要は追加補正の分の 12 ページでございます。本 日お手元に資料4と資料5というのも併せてお配りをさせていただいております。資料5のほうに少し詳し目の資料をつけさせていただきましたので、事業別概要とともにそちら御覧いた だければと思います。

冒頭部長のほうからも説明がありましたが、昨今の社会情勢等によりまして肥料の価格が非常に急騰しているという状況でございます。そういった中で、国のほうが昨年度と比較して肥料の高騰分の7割を補填するという政策を打ち出されまして、それに呼応する形で県も、それから市町村も合わせて支援をするというような形を現在取っているとこでございます。国のほうが肥料高騰分の7割、その残り3割のうち、3分の1を県が負担し、それから同じく3分の1を鳥取市のほうで負担するというようなスキームで支援を行うものでございます。

事業費としては 2,787 万 3,000 円をお願いしております。財源につきましてはコロナ臨時交付金を充当させていただこうというふうに思っております。対象者につきましては、基本的には販売農家ということが国のほうからも示されているところでございます。面積とかによることなく、販売農家であれば対象ということでございます。交付の方法としましては鳥取市とJAいなばのほうで連携して取り組んでおります、鳥取市の農業再生協議会という団体がございますので、そちらのほうに国のお金、県のお金、それから市の今回補正予算をお願いする 2,700万程度を全て鳥取市農業再生協議会のほうに1回入れさせていただいて、その肥料高騰分の 9

割をそれぞれの販売農家さんに支援をするという形を取りたいと考えています。 JAさんでしたら系統出荷されている方はある程度は把握できると思いますし、それ以外系統外の方につきましても鳥取市のほうでしっかり PRをさせていただいて、漏れのないように対象者を拾っていきたいなというふうに考えているところでございます。

内訳としては、補助金として 2,730 万 8,000 円、それから事務費として 56 万 5,000 円をお願いしているところでございます。この事業につきましては繰越しをすることなく、今年度中に全て交付を終わるように調整をしているところでございます。春肥につきましては実績に基づくものではなくなる可能性もございますが、極力実態に合ったような額をしっかり交付するように県市と J A 等と連携してこの事業取り組んでまいりたいと考えているところでございます。簡単ですが以上でございます。

- ◆田村繁已委員長 御説明いただきました。質疑のある方は挙手をお願いします。西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 国が定める 15 の取組メニューっていうのは別に示されとるわけですか。
- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- ○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。この事業をするに当たって、国がいわゆる減肥料、肥料減らすような取組をしてくださいというようなことで、国のほうは示しておりまして、その15のメニューについては別に定めておりまして、資料5の2番目の支援内容の括弧の中に15の取組メニューのうち、2つ以上の取組が必要ということで、例ということで土壌診断による施肥の設計とか、堆肥の利用、汚泥肥料の利用、食品残渣などの国内資源の利用などということで、例としてこういうようなことを書かせていただいておりますが、15というのは、国のほうのQ&Aみたいなやつで示されているというところでございます。以上です。
- **◆田村繁已委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 再生協を通して、再生協の会長は深澤市長なんで、再生協を通して各JAの 支店単位の再生協議会から販売農家に下ろしていくと。それは集落単位で取組しても可能とい うことですよね。
- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- ○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。再生協から下といいますか、取りまとめについては、もちろんJAが窓口になっていただくのは構わないんですけども、そこから先はどういう形態でも構わないというふうに思っています。集落単位が、もしそのほうが取り組みやすいとかだったら、そこからJA経由でというふうに出していただいたらいいと思います。なかなかどういった取組がいいのかみたいなのは非常に各農家さん困られるところもあるのかなというふうに思いますんで、うちとしてこの取組はやったらどうですかというのもなかなか言いにくいところはあるんですけど、少なくとも2030年までに2割低減を目指してくださいねっていう、そういうスキームになっていますので、それについて皆さん少しずつ取り組んでいってくださいねというようなことで、取りあえずこの事業をスタートしていくというようなことになります。以上です。
- **◆田村繁已委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 取りあえずスタートということなんだけど、中四国農政局は指導することに

なっています。

- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- 〇山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。国のほうは、県を経由してですけども、県経由で翌年度の5%ぐらいを抽出して、一応その実態調査みたいなのはするようなことを伺っております。国のほうで指導とかっていうよりは、そういった皆さんが減肥料に取り組んでいただいているなっていうのをある程度実態を調査するために、県が国に代行して調査をするということは伺っています。以上です。
- **◆田村繁已委員長** 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 この本市管内でこの2つの取組メニューみたいな、こんなんがありますよという事例、考えていらっしゃる。
- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- ○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。我々のほうでこれとこれどうですかっていうことは申し上げにくいんですけども、15の事例については全てこの事業を募集するときにオープンにはさせていただこうと思いますし、鳥取市でもその汚泥肥料もあったりしますし、そういったほかの都市なんかの事例なんかも含めて、こういったことが取り組みやすいんじゃないですかみたいなのは、JAさん経由ででも、ある程度周知できるかなというふうに考えています。以上です。
- ◆田村繁已委員長 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 販売農家向けてね、これ重要なことだと、これから書類かけてね、重要なことだと思うし、その堆肥の有効活用という観点からも、本市としてもこのこういう制度をね、 利用できるように啓発してもらうことを要望します。
- ◆田村繁已委員長 ほかにございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 今回の支援対象は、6月から購入した肥料に対してということなんですけど、 大体上がったのが6月ぐらいからなんですかね。ちょっとそこら辺が本当に実態を反映、救済 になるのかなというようなところ、ちょっと不安なのでどうでしょうか。
- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- ○山川泰成農政企画課長 農政企画課山川です。議員さんおっしゃられるように、6月からの購入したものが支援対象ということで、注文書でありますとか、納品書とかそういう発注書みたいなのが書類として必要なことになるわけですけども、この制度の予算を試算する上で、本年度の肥料費と前年度の肥料費の差を求めてやるわけですけども、確かに全てタイムリーにそのときの高騰分が反映できてるかというのは少しちょっと我々としても怪しいかなというふうに思いますが、ある程度の基準でもってその前年度の肥料費と今年度の肥料費を比べるスキーム、これは国も県も同じような基準でやることになりますけども、一定の基準でもって試算をしているという状況です。皆さん御承知だと思いますけども、作物によって肥料がやっぱり違ってきまして、それでそれぞれ単価が違いますので、成分も違いますし、それで、いろんな肥料によってはずっと高止まりしてるものとか、乱高下してるものとかもあると思いますんで、一律にちょっとどうとは言えないところもありますが、基本的には昨年度と比較、それぞれの品目

ごとに、肥料ごとに差を出して、それで試算をしてこの予算額になっているということで御承知いただきたいと思います。以上です。

- **◆田村繁已委員長** 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 農家さん行くと、本当に肥料代上がって大変だっていう声、何回も聞いてきたので、こういうふうな形で支援していただいて、引き続き農業やっていけるようにっていうことで支援ができるということはいい施策だし、鳥取市がプラスで出していくっていうことを決められたのでよかったなというふうに思っております。いろんな販売農家さんが利用できるだろうと思うんですけど、よりたくさんの販売農家さんが利用できることと、それから次年度以降どうなるかというのの心配もありますけど、ぜひこんな状態が続いてはいけんですけど、もしそういうようなことがあれば、また機敏な対応をお願いしたいと思います。
- ◆田村繁已委員長 そのほかございますか。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 ちょっと不勉強でよう分からんだけど、ちょっと教えて。これ、肥料ですよね。 肥料の価格は高騰しておる。じゃあ、飼料の価格動向というのはどう把握しとられますか。
- ◆田村繁已委員長 山川課長。
- **〇山川泰成農政企画課長** 農政企画課山川です。飼料高騰分につきましても予算化して支援をさせていただいているところでございますが、6月補正のときにお願いをさせていただいていますが、それぞれそれも国のほうと連携してやらせていただいてるという状況でございます。
- ◆田村繁已委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 ないようでございますので質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆田村繁已委員長 討論なしと認め討論を終結します。

これより議案第 131 号令和 4 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

◆田村繁已委員長 挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和4年陳情第5号国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の 提出を求める陳情について(質疑・討論・採決)

◆田村繁已委員長 続きまして陳情審査に入ります。

令和4年陳情第5号国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の 提出を求める陳情を議題とします。

本陳情につきまして委員の皆様から御意見をお願いします。西村委員。

◆西村紳一郎委員 先回の委員会でも、私、申し上げたんですが、この意見書の提出を求めて本 委員会で審査をということで出されているんで、6月定例会のときの状況と今と変わらないと。 まだ、情報的には入ってきていますが、最終、農水省から公表されるのが 12 月ということで聞 いていますので、私としては審査をするという大前提の下で、継続審査でということで考えて おります。以上。

- ◆田村繁已委員長 長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 西村委員のほうから今、継続審査、これまで前回の委員会でも、私、言ったと思うんですが、我々の任期は12月16日までしかないわけで、そうなると継続審査というのは当たらないと思うんです。我々の任期は切れちゃうわけですから。したがって、そういう意味じゃあ、この9月議会の委員会で決着をつけないといけんと思いますが、例えば今まで様々な資料、例えば地域農業再生協議会の関係の資料だとかね、見ても、いろいろ見さしてもらうんですが、特に鳥取県のいわゆる特産品であるアスパラガスだとかブロッコリーだとか、そういったことがあるんですが、この陳情の今言われている5年に1回の水張りというのが、これ大変なことになるよということを言っておられるわけで。それで実は、ここにも水田活用直接支払交付金の白紙撤回陳情、県や市町村の審議のまとめっていうのがあるんですが、県は趣旨採択、それから鳥取市は6月からの継審、それから米子市、倉吉市は採択していますよね。さらに境港は継続審査、それから八頭町も採択、岩美町は趣旨採択。唯一、若桜町だけが不採択ですよね。

だから、こういった動向なんかも加味をすれば、やはり現状の考えておられる、確かにまだ 国の動向が定まらないよって今おっしゃいました。そのとおりだろうと思うんです。ただね、 国がコンクリで固めてしまってから陳情を出したって、私は逆にいけんと思っています。国が まだ流動的な部分もあるからこそ、今この段階で、やっぱりきちっと鳥取市議会として、農家 の皆さんの訴えを反映をしていくような形に持っていくのが、私は一番スタンダードなやり方 ではないのか、そのように思っておりますんで申し上げておきたいと思います。以上です。

- **◆田村繁已委員長** 上杉委員。
- ◆上杉栄一委員 今、意見という形で聞かしていただいたんだけども、まず、西村委員が継審っていうのは、これは1つの動議だというふうに私はみております。となれば、継審に出すことに反対とか賛成ということに、今の意見はまた別の意見だろうけれども、動議を図っていただいて、動議を。それから動議が否決されるんであるならば、採択、不採択という形での議論を戦わす、これが順番じゃないかなと思いますが、どうなんでしょうね。
- ◆田村繁已委員長 それでは西村委員のほうから継続審査の御意見がございました。継続審査について、本陳情につきまして継続審査することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者举手〕

◆田村繁已委員長 挙手多数と認め継続審査と決定いたしました。

ということで、前回も述べましたように、今定例会は現在の議員の任期中最後の定例会であり、継続審査案件は次の任期の委員会に引き継ぐことはできません。そのため、現在の議員の任期満了とともに、本陳情は審議未了として廃案となりますのでよろしくお願いいたします。 以上で農林水産部・農業委員会の審査を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【その他】

委員会提出議案について

◆田村繁已委員長 それではその他、委員会提出議案について入ります。令和4年陳情第11号ゆたかな学びの実現、教職員定数改善をはかるための2023年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情は採択されましたので、意見書を提出するに当たり、委員会としての議案を提出いたします。案はお手元に配布のとおりです。このとおり提出してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆田村繁巳委員長 ということで、このとおり議案を提出しますのでよろしくお願いいたします。 本日は全ての日程を終了しましたので文教経済委員会を閉会します。

午後2時5分 閉会

令和4年9月 鳥取市議会定例会

文教経済委員会日程

(議案・陳情審査)

日時: 令和4年9月20日(火) 10:00~

場所: 7階 第2委員会室

教育委員会

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

議案第124号 鳥取市と鳥取県の間における鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置に用いる 土地の管理に関する事務の委託に関する協議について

議案第129号 事業契約の変更について

議案第130号 工事請負契約の変更について

◎報告

気高地域の学校統合に関する進捗状況について

鳥取市学校給食センター整備計画について

経済観光部 (教育委員会終了後)

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

議案第113号 令和4年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算(第1号)

議案第123号 鳥取市手数料条例の一部改正について

議案第126号 鳥取市鳥取砂丘砂の美術館の指定管理者の指定について

議案第127号 業務委託契約の締結について

◎報告

鳥取砂丘キャンプ場(仮称)運営事業に係る優先交渉権者の資格取消について

農林水産部・農業委員会 (経済観光部終了後)

◎議案【質疑・討論・採決】

議案第112号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第5号)【所管に属する部分】

◎議案(追加提案)【説明·質疑·討論·採決】

議案第131号 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(第6号)【所管に属する部分】

◎陳情【質疑·討論·採決】

<継続審査>

令和4年陳情第5号

国の「水田活用直接支払交付金」の見直しの白紙撤回を求める意見書の提出を求める陳情

その他(農林水産部・農業委員会終了後)

委員会提出議案について